

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 基本情報

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020 年 7 月 16 日

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュにおいては、様々な開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の面における能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野の改善に取り組むにあたっては、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。サブプログラム毎の位置づけは以下のとおり。

1) 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上

バングラデシュ政府は、2021 年までの中進国入りを目指した中長期計画である Vision2021 及び第 7 次 5 カ年計画（前者は 2021 まで、後者は 2020 まで）において、同国の継続的かつ健全な発展のためには、「グッドガバナンス（良い統治）」の向上が不可欠としている。特に、特に各分野の政策や戦略を策定・実施・モニタリングし、全国民に対するより質の高い公共サービス提供を実現するためには、官僚機構の更なる効率化とそれを下支えする中央・地方政府の公務員の能力強化が必須としており、その解決のための支援として、当事業が位置づけられる。

2) 司法制度及び政策に係る能力の向上

バングラデシュ政府は、第 7 次 5 カ年計画において、良いガバナンス実現のための法律の制度と、制度の適切な運用（その能力）の強化また民間投資を誘致するための知的財産権などを含む法的・行政的制度が改革（整備）を重要な課題と位置づけており、その解決のための支援として、当事業が位置づけられる。

3) 都市／地域開発計画及び政策に係る能力の向上

バングラデシュでは過去 10 年以上に渡る経済成長に伴い、急速な都市化が進んでいるが、マスタープランや関連する法令の未整備等による無計画な開発や基幹都市インフラ不足等により、都市環境は悪化する一方である。また、都市

部にリソースが集中する傾向が見られる中、農村部では相対的に貧困率が高く、都市部・農村部双方の調和の取れた発展のための施策（地域総合開発計画等）が急務となっており、その解決のための支援として、当事業が位置づけられる。

4)経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力の向上

バングラデシュ政府は、第7次5カ年計画の中で、民間投資を誘致するために、公共財政の持続的管理と適切な金融政策を重要な改革の一つと位置づけている。また、バングラデシュは2000年から、健全性規則の向上、中央銀行の監視能力の強化、民間銀行の参入拡大による競争性の向上を目指す銀行セクター改革プログラムを実施しており、その解決のための支援として、当事業が位置づけられる。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

1) 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上

我が国は、対バングラデシュ開発国別開発方針において「従来からの課題であるガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるようにする。」ことを掲げ、対バングラデシュ人民共和国事業展開において、計画開発課題への対応方針として、中央から地方に至る幅広い層における能力強化に関するバングラデシュ政府の政策の実施を支援することを設定している。

2)司法制度及び政策に係る能力の向上

我が国は、対バングラデシュ開発国別開発方針において「従来からの課題であるガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるようにする。」ことを掲げ、また、対バングラデシュ人民共和国事業展開における開発課題への対応方針として、特に良い統治（グッドガバナンス）に関するバングラデシュ政府の政策の実施を支援することとしている。

3)都市／地域開発計画及び政策に係る能力の向上

我が国は、対バングラデシュ開発国別開発方針において「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」を掲げ、また、対バングラデシュ人民共和国事業展開における開発課題への対応方針として、都市の適切な都市計画策定を支援することとしている。

4)経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力の向上

我が国は、対バングラデシュ開発国別開発方針において「従来からの課題であるガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるようにする。」ことを掲げ、また、対バングラデシュ人民共和国事業展開における開発課題への対応方針として、中央レベルでは

国家健全性戦略の具現化を通じた行政の透明性・アカウンタビリティの向上、公共投資管理強化を通じた政府の調整機能の強化に取り組むこととしている。

上述のとおり、本事業は、幹部行政官等高度人材の育成環境の改善を通じて、政策策定能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 11（包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール 16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築）に貢献すると考えられることから、バングラデシュにおいて、事業の実施を支援する必要性は高い。

（３）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、カナダ、英国等の欧米諸国や韓国、中国、シンガポール、タイ等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

（１）事業目的

バングラデシュの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（３）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 33 名（修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、バングラデシュにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

（４）総事業費

総事業費 446 百万円（概算協力額（日本側）：446 百万円）B 国債（5 年）

（５）事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）。

（６）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、バングラデシュ政府関係者及び日本側関

係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、人事省、計画省、教育省、在外公館、JICA バングラデシュ事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

無償資金協力事業「公共政策人材育成施設整備計画」で整備する施設において、JDS 等研修員の研修成果を共有することを計画している。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：該当せず。

3) ジェンダー分類：

(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容／分類理由＞本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定していないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2020 年実績値)	目標値 (2026 年) (事業完了 1 年後)
留学する学生数 (名)	修士	0	30
	博士	0	3
留学生の学位取得率 (%)		0	95

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4 期分の計画全体における目標値とする。また、下記 6. に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

（２）定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件

特になし。

（２）外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

７．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の重要政策及び JICA の協力方針・分析に合致し、幹部行政官等高度人材の育成環境の改善を通じて、政策策定能力の向上に資するものであり、SDGs ゴール 11（包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール 16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

８．今後のモニタリング計画

（１）今後のモニタリングに用いる指標

４．のとおり。

（２）今後のモニタリング取りまとめ時期

４．（１）に記載の目標年。ただし、定性的効果については、４年に一度調査

を行い、取りまとめる。